

(仮訳)

2025 年

外国貿易局告示

2025 年 第 2 回

世界貿易機関 (WTO) 農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書を発行する
コーヒー豆の数量割当結果

2023 年商務省規程「2024 年から 2026 年までのコーヒー豆の世界貿易機関 (WTO) 農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書発行」により、コーヒー豆の輸入量および割当原則は年間に 5.25 トンを限度とし、割当回数は一年間に 3 回と規定し、規定された原則、方法および条件に従い、外国貿易局が割当申請資格者に対し輸入量を割り当て、割当結果を公表すると規定した。外国貿易局が 2025 年第 2 回の割当において、第 1 回の割当の残量である 0.000640 トンと第 1 回の輸入量割当を受けた者が返納通知したである 0.123986 トンの合計である 0.123986 トンに対し、輸入量割当申請資格者の申請書提出期間を 2025 年 6 月 10 日から 6 月 23 日までの間としたことに従い、

今般、2025 年第 2 回コーヒー豆の割当申請受付期間が満了し、規程に基づく条件を満たした割当申請者は 28 社で、割当申請量は 3.466090 トンとなり、割当限度量を超えているため、外国貿易局は申請者に対し申請量に比例配分して割り当てた。よって、外国貿易局長は、2023 年商務省規程「2024 年から 2026 年までのコーヒー豆の世界貿易機関 (WTO) 農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書発行」第 6 条の (6) に従い、下記のとおり割当結果を公表する。

第1項 本告示は現在より適用する。

第2項 2025 年第 2 回コーヒー豆の輸入量の割当は 0.123983 トンである。

第3項 第 2 項に基づき、コーヒー豆の輸入割当を受けた者は下記の通りである。

	割当てを受けた者	割当てを受けた数量 (トン)
(1)	GREAT EARTH INTERNATIONAL COMPANY LIMITED	0.004435
(2)	COFFEE CONCEPTS RETAIL CO.,LTD.	0.004383
(3)	CAMELLIA CORPORATION LIMITED	0.004435
(4)	CAMEL COFFEE (THAILAND) CO.,LTD.	0.004435
(5)	SOURCING CO., LTD.	0.004435
(6)	XINZHENG MANAGEMENT (THAILAND) CO., LTD.	0.004435
(7)	ZEN-I THAI BEVERAGE CO., LTD.	0.004435
(8)	W.N.P.GLOBAL TRADE COMPANY LIMITED	0.004435
(9)	THAI ISHIMITSU CO.,LTD.	0.004435
(10)	NUT BEKERY INTERNATIONAL CO., LTD	0.004435
(11)	NITPON TRADING COMPANY LIMITED	0.004435
(12)	NUTRITION SC COMPANY LIMITED	0.004435
(13)	NESTLE (THAI) COMPANY LIMITED	0.004435
(14)	PINNACLE GASTRO CO.,LTD.	0.004435
(15)	PIRIYAPUL INTERNATIONAL CO.,LTD.	0.004435
(16)	FASHION KINGDOM COMPANY LIMITED	0.004293
(17)	RENOVA FOODS COMPANY LIMITED	0.004435
(18)	LUCILLA COMPANY LIMITED	0.004435
(19)	WONNAPOB CO.,LTD.	0.004435
(20)	WANGSWIT INTERNATIONAL CO.,LTD.	0.004435
(21)	VOGUE LIVING LTD.	0.004435
(22)	360 DEGREES SOLUTIONS COMPANY LIMITED	0.004432
(23)	ABUNDANT EMINENT (THAILAND) LTD.	0.004435
(24)	ALL WE ONE CO., LTD.	0.004435
(25)	M.A.I.F. INGREDIENTS COMPANY LIMITED	0.004435
(26)	M.A.I.F.TRADING COMPANY LIMITED	0.004435
(27)	S.G. FAR EASTERN LIMITED	0.004435
(28)	SK LOGISTICS (THAILAND) COMPANY LIMITED	0.004435
	合計	0.123983

第4項 第3項により割当を受けた者は、外国貿易に対し、外国貿易局が認証した輸入コーヒー豆の証明書発行電子システムを通じて、世界貿易機関（WTO）農業協定による義務に基づく割当内関税支払い権利取得証明書を取得し、輸入時に関税局に提示するために2025年12月31日まで割当内関税支払い権利取得証明書を使用することが可能。

2025年7月21日公布

—署名—

(アラダー・フアーントーン)

外国貿易局長

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 7 月 23 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

<https://www.dft.go.th/th-th/Information/show-import-export-volume/ArticleId/29460/29460>